R3.1版
未定稿

本内容は、令和2年度補正予算（第3号）政府案に基づいたものです。成立した予算の内容に応じて、事業内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承下さい。

# 担い手確保・経営強化支援事業

要望調査　実施のご案内

## 農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組による農業経営の発展に向けた農業用機械・施設の導入等を支援します。

農林水産省

# 担い手確保・経営強化支援事業について

適切な人・農地プランが作成されており、農地中間管理機構を活用している地域（又は活用することが確実な地域）において、農産物の輸出など意欲的な取組により経営の発展を図ろうとする担い手等が、融資を活用して農業用機械、施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会の金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

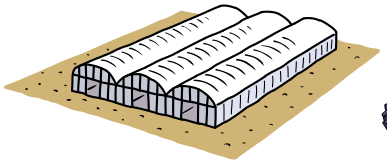

取得価格3,000万円（税込）
助成金額　最大1,500万円（補助率1/2以内）

融資を活用して、ハウスとトラクターを整備（取得価格3,000万円）する場合、最大で1,500万円の助成を受けることができます。

自己資金や融資枠が不足している場合でも、経営発展に必要な投資を行うことが可能になります。

## （１）事業実施地区について

事業実施地区は以下の①及び②を満たす地区です。

① 適切な人・農地プランが作成されていること

② 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めていること（又は活用することが確実であること）

※１　適切な人・農地プランとは、以下のア～エのいずれかに該当しているものです。
ア　実質化された人・農地プランであること
イ　既に実質化されているとして市町村のホームページで公表されていること
ウ　実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決めの地域内であること
エ　実質化に向けた工程表が市町村のホームページで公表されている地域内であること（公表された工程表に定められた取りまとめ期限を経過している等、公表された工程表に基づく人・農地プランの実質化の取り組みが行われていない場合を除く）

※２　人・農地プランを作成していない地域にあっては、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農する地域を事業実施地区とすることができます。

人・農地プランの実質化に向けた話し合いが大事です！

## （２）助成対象者について

助成対象となる経営体は以下のいずれかです。

① 適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体であって、かつ認定農業者、認定就農者又は一定の集落営農組織であること
② 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている者であること
③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（※）であること

※　③の地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者とは、市町村が設定する以下の判断基準を充たす農業者です。

ア　当該市町村の認定農業者の平均所得のおおむね８割以上の所得があること
又は
イ　中心経営体若しくは認定農業者であること、又は、事業実施後１年以内にいずれかになることが見込まれること

## （３）助成対象となる事業内容について

助成対象となる事業内容は以下のとおりです。

- 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は施設の導入・整備等

例えば、
- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）、農畜産物加工施設（加工設備）など設備の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備

などが支援の対象となります。

**事業内容の主な要件：**
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること※
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 助成対象者の成果目標に直結するものであること

※　中古機械及び中古施設にあっては、上記の要件に加え、残存耐用年数が２年以上のものであること

導入する機械等は、助成対象者が計画する経営規模等に照らして適切な能力・規模にしてください。

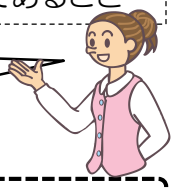

**スマート農業の現場段階での実装を支援するため、優先枠を設けて支援します。**

例えば
①農業用機械の自動操舵システム、②土壌センサー搭載型可変施肥田植機、
③農薬散布等無人航空機（ドローン）、④水田の高度水管理システム、
⑤施設園芸の高度環境制御システム、⑥ほ場環境等の高度環境制御システム、
⑦自動収穫・選果作業機、⑧牛個体管理システム　等

## （４）成果目標について

助成対象者は、以下の【必須目標】と【選択目標】（①～⑤から１つ以上）について数値目標を設定し、その目標を達成していただく必要があります。

**【必須目標】　付加価値額の10%以上の拡大**

※　付加価値額とは、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額です。

**【選択目標】　①経営面積の拡大、②農産物の価値向上、③農業経営の複合化、④農業経営の法人化、⑤輸出の取組**

## （５）対象となる融資について

本事業で農業用機械等を導入するに当たり借り受ける融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

・農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、（株）商工中金、（独）奄美群島振興開発基金、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県

## （６）助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに以下の①～③により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

① ＝ 事業費 × 1/2
② ＝ 融資額
③ ＝ 事業費 － 融資額 － 地方公共団体等による助成額

ハウスとトラクター（取得価格3,000万円）を、金融機関から1,400万円の融資、Ａ市から300万円の助成を受けて整備する場合は、

① ＝ 1,500万円 （3,000万円（事業費）×1/2）
② ＝ 1,400万円 （融資額）
③ ＝ 1,300万円 （3,000万円（事業費）－ 1,400万円（融資額） － 300万円（A市からの助成額））

となり、一番低い③の1,300万円が助成金額となります。

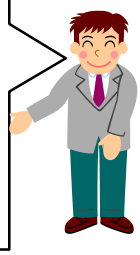

### 助成金の配分上限額について

助成対象者ごとの助成金の配分上限額は、法人3,000万円、法人以外の者1,500万円となります。

ただし、助成対象者のうち、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者の助成金の配分上限額は、100万円となります。

**本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。**

**本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の地方農政局等へお問い合わせ下さい。**

| | | |
|---|---|---|
| 東北農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 022-263-1111（内線4546） |
| 関東農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 048-600-0600（内線3839） |
| 北陸農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 076-263-2161（内線3947） |
| 東海農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 052-201-7271（内線2356） |
| 近畿農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 075-451-9161（内線2797） |
| 中国四国農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 086-224-4511（内線2496） |
| 九州農政局 | 経営・事業支援部経営支援課 | 096-211-9111（内線4495） |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 農林水産部経営課 | 098-866-0031（内線83290） |

農林水産省経営局経営政策課　担い手総合対策室　03-3502-6444（直通）